

令和元年7月19日付け県公報第22号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所
- 2 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測、数値撮影〔デジタル〕）
- 3 作業期間  
変更前 令和元年7月3日から令和元年12月27日まで  
変更後 令和元年7月3日から令和2年3月13日まで
- 4 作業地域  
富士山南麓